

- ・ 建設業の長時間労働抑制に向けた取組等に関する要請を行いました
- ・ 「兵庫死亡労働災害根絶運動」に関する再要請を行いました

令和6年12月2日（月）



照会先

相生労働基準監督署

監督・安衛課長 森本 健佑

地方産業安全専門官 大岡 右二

(TEL) 0791-22-1020

令和6年11月21日から11月29日までの期間、建設業の長時間労働防止に向けた取組等に関する要請及び「兵庫死亡労働災害根絶運動」に関する再要請を行いました

令和6年(2024年)4月1日から、建設業においても、働き過ぎを防ぐことで、働く人の健康を守るため、労働基準法に基づく時間外労働の上限規制が適用されました。

建設業における長時間労働の抑制には、適正な工期の設定等が必要であることから、建設工事の受注者（建設事業者）だけでなく、建設工事を発注する事業主など関係者の対応等が欠かせません。また、これから迎える年末及び年度末は、多くの建設工事が竣工を迎え、作業の輻輳による労働災害の増加が懸念されるところです。そこで、相生労働基準監督署長から、建設工事関係者連絡会議の構成員である2市2町の首長及び教育長に対し、労働時間規制を踏まえた適正な工期設定等の協力の要請及び兵庫死亡労働災害根絶運動に関する再要請を行いました。

これまで相生労働基準監督署では、毎年6月に建設工事関係者連絡会議において、当署管内の公共工事担当者向けに説明会などを行ってきましたが、今般の要請は、建設業の長時間労働抑制等の働き方改革及び兵庫死亡労働災害根絶運動における取組の浸透・定着を図るために行ったものです。

要請相手方（建設工事関係者連絡会議構成員）

1. 相生市 相生市長
2. 相生市教育委員会 相生市教育委員会教育長
3. 赤穂市 赤穂市長
4. 赤穂市教育委員会 赤穂市教育委員会教育長
5. 佐用町 佐用町長
6. 佐用町教育委員会 佐用町教育委員会教育長
7. 上郡町 上郡町長
8. 上郡町教育委員会 上郡町教育委員会教育長



建設業における長時間労働の抑制に向けた取組等にかかる要請書を手交

【写真】 左：櫻村一郎 相生労働基準監督署長 右：谷口芳紀 相生市長

【日時】 令和6年11月29日 相生市役所内応接室



建設業における長時間労働の抑制に向けた取組等にかかる要請書を手交

【写真】 左：庵逄典章 佐用町長 右：櫻村一郎 相生労働基準監督署長

【日時】 令和6年11月22日 佐用町役場内応接室

※要請書手交時の写真を一部掲載しています。

(掲載資料)

①要請文(写)

- ・【各団体の長】建設業の長時間労働抑制に向けた取組等にかかる要請書
- ・【相生市、赤穂市】建設業の長時間労働抑制に向けた取組等にかかる要請書
- ・【佐用町、上郡町】建設業の長時間労働抑制に向けた取組等にかかる要請書
- ・【教育委員会(相生市、赤穂市、佐用町、上郡町)】建設業の長時間労働抑制に向けた取組等にかかる要請書

②建設業にも時間外労働の上限規制が適用されます(小芝風花)リーフレット

→特設ページ



③建設業、ドライバー、医師の時間外労働の上限規制適用開始(たしかめたん)リーフレット

④建設業時間外労働の上限規制わかりやすい解説冊子

⑤毎月11月は「過労死等防止啓発月間」です。リーフレット

→厚生労働省ホームページ



⑥兵庫死亡労働災害根絶運動、統計

→兵庫労働局ホームページ



⑦第三次、担い手3法について(国土交通省公表のパワーポイント)

→国土交通省ホームページ

